

中央公園樹木せん定業務仕様書

1 総則

本業務は、本仕様書並びに公園緑地等維持管理標準仕様書（令和6年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること

2 業務対象

樹木せん定業務の範囲は、別紙施行区域図に示すとおりとする。業務時期及び回数については、別紙施行計画表のとおりとする。

3 報告事項及び検査完了期日（期限）

- (1) 受注者は、本業務に従事する現場責任者及び業務に従事する資格者を定め、所定の様式で業務に着手する前に発注者に届け出ること。また、現場責任者及び資格者に変更があった場合も同様とする。
- (2) 委託契約約款第12条第1項に定める委託業務実施報告書は、1か月分の業務内容を記載した月間報告書とし、受注者は、月間報告書を翌月10日までに、それぞれ所定の様式により発注者に提出するものとする。また、発注者による毎月の業務の検査完了期日（期限）は、翌月19日（ただし、実施報告書を受領した日の翌日から起算して9日目に当る日が早く到来する場合は、当該日）とする。

4 その他

この仕様書に疑義があるとき又は定めのない事項については、発注者・受注者協議して定めるものとする。

中央公園樹木せん定業務概要

1 目的

中央公園の樹木等の機能を保つために、せん定を行うものである。

2 業務概要

1) 高木せん定

カイズカイブキ（仕立物）、仕立物、サルスベリ、フジ

2) 中かん木せん定

刈込物－1

アセビ、カイズカイブキ、カナメチ、カンツバキ、キンシハイ、キンモクセイ、クチナシ、コノテカシワ、サザンカ、シャリンバイ、ジンチョウゲ、ツツジ類、トベラ、ナワシログミ、ニシキギ、ハイビャクシン、ハマヒサカキ、ヒイラギ、ヒイラギナンテン、ヒイラギモクセイ、ヒペリカムカリシナム、ヒヨウヤナギ、ボックスウッド、ミヤギノハギ、ヤブラン、ユキヤナギ、レンギョウ、クサツゲなど

刈込物－2

アベリア、ウバメガシ、サンゴジュ、シャリンバイ(内堀沿い)、タマイブキ、ツゲ、トウネズミモチ、ハクチョウゲ、ササ類、オリーブなど

生垣

カイズカイブキ、トウネズミモチ

施行区域図



